

企業誘致・投資誘致に係る体制の整備について

1 要旨・目的

企業誘致・投資誘致の促進に向け、より最適な組織体制の整備を行うため、土地造成事業を企業局から商工労働局へ移管する。

2 現状・背景

- 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い経済活動が長期間に渡って停滞し、企業の投資意欲も減退した状況が続いている。一方では、コロナ禍の新しい生活様式や働き方に合わせて、新たな需要を発掘し設備投資を進めるという動きも、一部に見え始めている。
- これまでは、県営産業団地が企業誘致の主な受け皿となってきたが、多様化する企業ニーズに対応するためには、市町や民間なども含めた、多様な主体による産業用地の確保が求められている。
- 市町においても、産業団地の造成による企業誘致への期待は依然あり、自ら造成事業を実施する市町もある。
- 民間遊休地についても、その土地所有者と連携しながら活用を検討していく必要がある。

3 概要

(1) 対象者

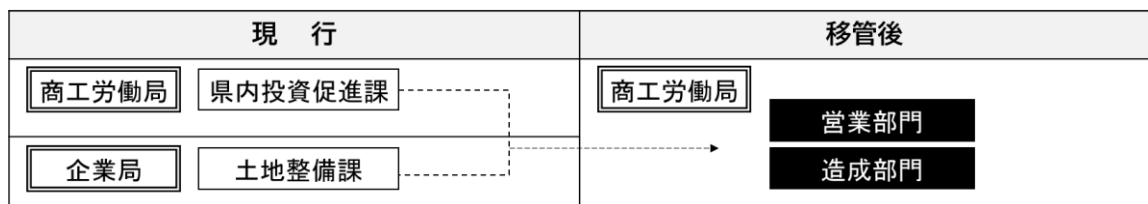
今後、県内に進出あるいは県内で拡張、移転を検討する企業

(2) 実施内容

土地造成事業を企業局から商工労働局へ移管し、造成部門と営業部門を一元化することにより、最適な組織体制を整備する。

会計については、公営企業会計を継続することとし、公営企業管理者は設置せず、権限を知事に一元化する。

【イメージ図】



(3) スケジュール

令和4年度から移管する。

(4) 効果

- ・ 営業部門と造成部門を一元化することにより、技術的見地を伴った企業誘致活動や造成段階からの企画提案など、多様化する企業ニーズに対して、よりきめ細やかな対応が可能となる。
- ・ 企業対応窓口や意思決定が一本化し、企業対応のワンストップ化と迅速化が図られる。
- ・ 市町による産業団地造成に対する技術的支援や営業支援を、より一体的に進めることが可能になる。
- ・ 遊休地を保有する民間企業に対して、営業部門と技術部門が一体的に関与することで、活用策の検討や着実な事業実施の支援を行うことが可能となる。

(5) 条例改正等

次のとおり、条例の新設・改正を行う。

【体制整備内容】

- ・ 土地造成事業を商工労働局へ移管するため、条例を新設する。
- ・ 地方公営企業法の規定の全部を適用（企業会計を継続）
- ・ 公営企業管理者は非設置（権限を知事に一元化）
- ・ 定数145人のうち、土地造成事業に携わる職員数を11人として配分

【条例新設・改正概要】

条例名	内 容	新設・改正概要
広島県公営企業の設置等に関する条例【改正】	・ 公営企業の設置 ・ 事業概要 ・ 管理者 ・ 組織の設置	・ 土地造成事業に関する記載を削除
広島県土地造成事業の設置等に関する条例【新設】		・ 土地造成事業の設置について記載 ・ 地方公営企業法の規定の全部を適用する旨記載 ・ 管理者を非設置とする旨記載 ・ 事務処理のための組織として商工労働局を置く旨記載
広島県企業職員等定数条例【改正】	・ 対象事業 ・ 定数の配分	・ 公営企業管理者が管理する4事業の定数145人から、土地造成事業に携わる職員数11人を新たに知事が管理する事業として、項目出し

【参考】

<設置等に関する条例の全体構成>

		現 行	新設・改正後
企 業 局	条 例	広島県公営企業の設置等に関する条例	広島県公営企業の設置等に関する条例
	事 業	広島県工業用水道事業 広島県水道用水供給事業 広島県流域下水道事業 広島県土地造成事業	広島県工業用水道事業 広島県水道用水供給事業 広島県流域下水道事業 【 削除 】
商 工 労 働 局	条 例		広島県土地造成事業の設置等に関する条例【新設】
	事 業		広島県土地造成事業

<企業職員等定数条例の職員定数の配分>

事 業	現 行		改正案	
	定数	定数配分の設定者	定数	定数配分の設定者
広島県工業用水道事業	145	公営企業管理者	134	公営企業管理者
広島県水道用水供給事業				
広島県流域下水道事業				
広島県土地造成事業			11	知事